

令和2年(ワ)第4号 設計業務委託料請求事件

原 告 株式会社章設計

被 告 飯 田 市

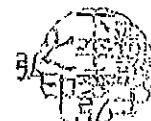
第 1 準 備 書 面

令和2年5月13日

長野地方裁判所飯田支部 御中

被告訴讼代理人弁護士

下 平 秀



第1 経過について

1 入札までの手続き

実施設計業務委託は平成28年9月13日競争入札を行ったが、入札までに

- (1) 平成28年8月26日 業務委託について飯田市の内部決定
- (2) 平成28年8月29日 指名業者への通知
- (3) 平成28年8月31日 関係書類の提供
- (4) 平成28年9月2日午前中まで 設計図書への質問
- (5) 平成28年9月6日から 質問に対する回答

の経過を経て原告は入札に参加している。

被告は、(4)記載のとおり設計図書について質問の機会を設けたが、原告及び他の指名業者から何らの問い合わせがなかったものであり、原告は被告の要求する基本設計に基づく実施設計の内容を十分理解したうえで、設計業務委託に入札したものである。

2 入札後の原告の対応

平成28年9月13日競争入札に基づき、原告と被告は本件設計業務委託契約を締結した。

平成28年9月21日、原告と被告の職員は第1回の打ち合わせを行ったがこのとき両者の見解で対立する内容はなかった。

平成28年10月6日、原告と被告の担当課員、施設の飯田荘管理者とで打ち合わせを行ったが、このとき原告から「基本計画について」と題する書面が提出され、これには

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 基本設計からの参画 | 基本設計の作成 |
| (2) 基本設計に必要な業務 | 測量及び測量図の作成 |
| (3) 実施設計の追加業務 | ボーリング調査の追加・地盤改良工事の設計 |
| (4) 設計工期の延長 | 2月末まで |

との要望事項と構造に関する考察が示されていたが、これは基本設計をすべてや
り直す新たな請負契約を要求するものであった。

これに対し被告は、平成28年10月7日、構造設計事務所から被告が示した基本設計で建築が可能であるとの回答を得たことを原告に電話で伝え、基本設計説明書で提示した基本設計図面に沿って本件業務を実施するよう指示をした。しかし、原告は『指示には従えない。作成する建築プランを見て欲しい』と強く要望してきた。

平成28年10月18日に行われた原告と被告担当職員の打合せにおいて、原告から基本設計に関する意見が出されたため、被告担当職員は原告に対し本契約第18条に基づく提案として文書による提出を求めたところ、原告は被告市長宛てて平成28年10月21日設計業務委託契約書第18条に基づき設計仕様等の変更の提案と、第19条の履行期間の延長変更を求める文書（乙2号証）を提出した。

そこで被告は原告に対し、平成28年10月28日、原告の提案に対する被告の見解を示す文書（甲8号証）を送付し、速やかに実施設計に着手するとともに、同文書の被告の指示事項を承諾する旨記載した文書を同年11月2日までに提出するよう要求したが、原告は期限までに承諾する文書を提出しなかった。

その後、平成28年11月15日、原告は再度、設計業務委託契約書第18条に基づき設計仕様等の変更の提案と、第19条の遅行期間の延長変更を要望する文書（乙3号証）を提出してきたため、同年12月2日、被告は原告に対し、原告の提案に対する見解を示す文書（甲10号証）を送付し、被告の指示事項を承諾する旨の文書を同月6日正午までに提出することを要求したが、原告は期日になつても承諾の文書を提出しなかつた。

そこで、被告は原告に対し、平成28年12月6日、委託業務の続行に関する催告書（乙4号証の1, 2）を送付したが受取拒否で返送されてきた（乙4号証の3）ため、同月8日に内容証明郵便（乙4号証の4, 5）を発送したが、これも受取拒否で返送された（乙4号証の6）。

平成28年12月6日、原告から被告の監督員に対しメールで10メートルのボーリング調査を行うとの通知があり、被告監督員は前記承諾書の提出を再度要求し、ボーリングについては承諾書の提出後に協議すると伝えた。

以上のとおり、原告は基本設計の変更と工期の延長変更を要求するばかりで、本件業務委託契約に則って被告の要求する実施設計業務を遂行しようとする姿勢は見られなかつた。

そして、その後も原告は基本設計に基づく実施設計について被告と協議することなく請負期限の平成29年1月27日の期限を徒過したものである。

3 期限後の平成29年2月2日、原告から「成果品」として設計図書が提出されたが、期限後であり、設計に当たって被告と協議することなく作成され施主たる被告の意向を反映したものではない。

また、原告は甲第11号証を成果品とするが、被告に提出された「成果品」とは誤字・脱字だけでなく文書自体異なるもの、記載内容が異なるもの、文書編綴が異なるものがあり、書証として不完全品の提出となる。

4 平成29年3月1日、原告が被告を訪れ業務完了届と請求書を提出してきたため、被告は改めて原告が提出してきた「成果品」に関し業務完了検査をおこなつ

たが、成果品として認めることができなかった。被告はしゅん工（完了）検査結果通知書を作成（乙5号証）して同月27日に原告と面会して通知するとともに上記請求書を返却した。

第2 書証の認否

- 1 甲1ないし3号証について成立は認める。
- 2 甲4号証については、被告に提出されたものと内容の順番が異なっている。
- 3 甲5号証については、争う。
- 4 甲7号証については否認する。被告に提出された書面と異なる。
- 5 甲8号証について成立は認める。
- 6 甲9号証については否認する。被告に提出された書面と異なる。
- 7 甲10号証について成立は認める。
- 2 甲11号証については否認する。成果品として提出されたものと文書自体異なる物、記載内容が異なる部分、文書編綴の相違がある文書が多数あり、同一物ではない。
- 3 甲12ないし14号証について成立は認める。